令和7年度

大阪市乳児等通園支援事業

事業者募集要項

(大阪市こども誰でも通園制度)

<令和8年4月開始>

事業者募集要項 B

大阪市乳児等通園支援事業認可等要綱第2条第2項の適用できる施設かつ、整備にかかる補助を申請しない施設

令和7年10月

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課

目次

1	事業の目的と公募の概要・・・・・・・・・・・・・・・2
2	注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	募集受入れ人数(時間数)・・・・・・・・・・・・・・・2
4	募集内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5	実施要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6	事業開始時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
7	給付費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
8	主な応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
9	欠格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
10	失格事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
11	当該事業給付対象事業者として果たすべき責任・・・・・・・・6
12	応募上の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
13	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
14	申請(応募)手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
15	応募費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
16	給付対象事業者の選定結果・・・・・・・・・・・・・・・9
17	担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

1 事業の目的と公募の概要

乳児等通園支援事業(通称: こども誰でも通園制度)は、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育で家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる新たな給付制度である。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、 実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施する予定とされている。

今般、乳児等通園支援事業の実施事業者を広く募集する。選定された事業者は、本市の認可及び確認を受けて事業を実施し、本市は必要に応じて当事業実施施設の開設にあたり必要となる経費の一部を補助する。

2 注意事項

本募集要項に記載された用語の定義などは、本市の解釈によるものとする。

本事業が令和8年度から給付化されることに伴い、今後、関連法令についても改正等がある見込みである。本募集要項に記載の内容についても当該法令改正に伴い、変更となる可能性があるので、留意すること。

3 募集受入れ人数(時間数)

令和8年度本市予算を上限に決定する。

4 募集内容について

(1) 事業名称

大阪市乳児等诵園支援事業

(2)利用対象者

大阪市内に居住する、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない〇歳6か月~満3歳未満の未就園児。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている〇歳6か月~満3歳未満の園児は対象とする。

(3)受け入れ児童

受け入れる児童は次のいずれかとする。なお、歳児は当該年度の4月1日時点を基準とする。

- ア 〇歳児、1歳児及び2歳児
- イ 1歳児及び2歳児
- ウ 2歳児のみ

※ただし、近接する事業所において、進級に伴う連携ができ、利用者が進級後も本制度 を継続的に利用できる場合はこの限りではない。

(4) 事業内容

利用者に対し、月10時間以内の定期的又は定期的でない柔軟な預かりを行う。

実施方法については一般型(在園児合同)、一般型(専用室独立)又は一般型(独立施設)のいずれかで実施することとし、余裕活用型については対象としない。

なお、同年齢保育または異年齢保育は問わない。

(5) 実施予定施設

大阪市内に所在する、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

ただし、本募集要項で応募対象となる実施予定施設は、本市の認可を受け保育を必要とする0~2歳児の受入れを実施している保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等であって本事業の開始に伴って本市からの整備費補助を受けない施設であり、その他の施設で本事業を実施しようとする場合は、募集要項Aにより申込みを行うこと。

(6) 実施日

事業者において決定する。

なお、変更する際は認可変更手続きが必要となる場合があるため、実施日はそれを考慮して決定すること。ただし、毎月延べ50時間以上の、受け入れ枠を確保すること。

(7) 利用料

こども一人1時間あたり300円

- ア 利用料は、実施施設が利用対象者(保護者)から直接徴収する。徴収した利用料は、 当該事業の歳入として適正な会計処理を行い、事業経費の一部に充てることができる。 ただし、給食費、おやつ代、おむつ代等個々の利用対象者(保護者)にかかる実費に ついては、別途利用対象者(保護者)から徴収することができる。
 - (注)利用対象者(保護者)の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、利用対象者(保護者)に対してその根拠、金額、キャンセル料の発生日時等について利用開始前に説明するものとし、当日の支払い予定額を超えて請求してはならないものとする。
- イ 生活保護法による被保護世帯の利用対象者(保護者)については、利用料を全額減免する。(ただし、減免相当額については本市補助金に加算する。)
- ウ 市町村民税非課税世帯の利用対象者(保護者)については、利用料をこども一人1時間あたり240円減免する。(ただし、減免相当額については本市補助金に加算する。)
- ※上記内容は、令和8年度以降、国における事業内容の検討結果等に伴い変更になる可能性がある。
- (8)総合支援システムの利用

利用申込受付や利用時間の記録等は、国が開発した総合支援システムの利用が必須となる。システムの利用方法など詳細は、選定後に情報提供する。

5 実施要件

(1)設備運営基準

別添1「大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおり。

(2) 認可を受ける際の条件等

別添2「大阪市乳児等通園支援事業認可等要綱」のとおり

(3)審査基準

別添る「大阪市乳児等通園支援授業の認可に関する審査基準」のとおり

(4) その他

こども家庭庁が作成した「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」(別添4)の内容を踏ま えて本事業を実施すること。

※社会福祉法人、特定非営利活動法人が本事業を実施する場合は、定款の変更が必要になる場合がある。

学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁(文科省、大阪府教育庁私学課)に相談すること。

6 事業開始時期

令和8年4月1日(水)より開始予定。

なお、事業開始に伴い、やむを得ない理由により、令和8年4月1日(水)からの開始が 困難な場合は、遅くとも令和8年6月1日(月)開始を目途に個別に協議のうえ決定する。

7 給付費及び補助金 ※現時点で国からの公定価格が通知されていないことから、参考資料として今年度(令和7年度)の補助単価を記載する。

(1) 運営に係る補助金

(令和8年度単価が公表されていないため、令和7年度の補助単価を記載) 運営に係る補助金(こども一人あたり)は次表のとおり。

項目	単価(1 時間	
	あたり)	
〇歳児	1,300 円	
1 歳児	1,100円	
2歳児	900円	
事務費	120円	
障がい児	400円	
要支援家庭のこども	400円	
医療的ケア児	2,400円	
生活保護法による被保護世帯のこども	300円	
(本市が利用料を減免した場合に限る。)		
市町村民税非課税世帯のこども	240円	
(本市が利用料を減免した場合に限る。)		

※歳児は当該年度の4月1日時点を基準とする。

(2) ICT に係る補助金

乳児等通園支援事業実施施設における ICT 化を推進するため、空き枠の登録等を行うための ICT 機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末

の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

なお、当該施設が保育所等で既に ICT 化に係る補助を受けている場合は対象とはならない。また、当補助金は令和8年度予算事業となるため、当補助金にかかる予算が成立しなかった場合、当補助金を支出しないことがある。

ア 補助基準額

最大 200,000 円

イ 補助金交付額

アの補助基準額と導入費用を比較していずれか少ないほうの額を補助基準額とし、補助 基準額に4分の3を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とする。

(3) 賃借料にかかる補助

乳児等通園支援事業を、民家・アパート等を活用して、実施する場合に必要な賃借料(開設前1か月分の賃借料及び礼金を含み、管理費・共益費を除く。)を補助する。

(注)既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補助の対象外。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに乳児等通園支援事業実施施設を開設する場合は賃借料補助の対象。

補助基準額

- 1事業所あたり1か月あたり255,500円を上限とする。
- (注)事業実施月数が1か月に満たない場合は、1か月とする。

※開設前月分の賃借料補助について、「(3)整備にかかる補助」ア②の補助金を使用して整備等を行う場合は、「(3)整備にかかる補助」ア①の補助金を使用し、「(3)整備にかかる補助」ア②の補助金を使用しない場合は、「(4)賃借料にかかる補助」の補助金を使用する。

8 主な応募資格

次の(1)~(4)に定める内容をいずれも満たす事業者とする。

- (1)保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等(以下、「対象施設等」という。)を運営している事業者のうち、対象施設等において利用対象者の受入時間数を月5人分(延べ50時間)以上確保できる事業者
- (2)3、4ページ記載の「5実施要件」を満たした上で本事業を実施することができる事業者であること
- (3) 専ら宗教活動や政治活動を目的とした事業者でないこと
- (4) 納税義務者にあっては市税の未納がないこと

9 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する事業者は、本募集に応募することができない。

- (1)役員に次の各号に該当する者がいる場合又は次の各号に該当する者である場合
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ま

たは大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

- ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 民事再生法、会社更生法の適用を申請している場合

10 失格事由

下記の各号のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく申請者を失格とする。また、 選定後に下記に該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すこと がある。

- (1) 選定会議の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
- (5) 本募集要項及び補助要綱等に違反又は著しく逸脱した場合
- (6) その他不正行為があった場合

11 当該事業給付対象事業者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取り扱い

事業の実施に際して入手した個人情報は、設備運営基準及び個人情報保護法の趣旨を踏まえ、適切に管理すること。

(2) 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則
- ・大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則
- 労働基準法、労働安全衛生法
- 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
- その他関連法規
- (3) 職員の資質向上

事業者は、職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

(4) 危機管理体制

事業者は、施設の安全管理を徹底し、危機管理マニュアル等の作成や定期的な災害及び防犯訓練を行うなど、職員に周知を図るとともに、連携体制のもとに事故防止に努めること。

12 応募上の注意事項

(1)提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

- (2) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
- (3) 申請者から提出された事業計画書等申請に係る書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、事業者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容を無償で使用できるものとする。

また、提出された書類については、個人情報保護法及び関係法令の規定に基づき非公開と すべき箇所を除き、公開されることがある。

なお、提出された書類については、返却しない。

- (4) 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (5) 市長が認可した保育所、認定こども園、家庭的保育事業等(以下、「認可保育所等」という)において、本事業に応募するにあたり、原則、認可定員を下げることは認めない。
- (6)認可保育所等の保育室面積や延床面積等が変更となる場合は、当該認可保育所等にかかる認可変更の申請が必要となる。
- (7)整備補助を受けて建設、改修した認可保育所等の建物内で本事業を実施する場合、財産 処分の申請が必要となる場合がある。

13 提出書類

申請書類については、別添6-2「乳児等通園支援事業認可申請書」のとおり1部提出すること。

14 申請(応募)手続き

- (1) 募集要項の配布
 - ア配布期間

令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)の午前9時から午後5時30分まで(土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く)

イ 配布場所

大阪市役所地下1階 大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課窓口 大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※募集要項及び様式は大阪市こども青少年局HPでもダウンロード可能。 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000661832.html

(2) 応募相談について

次の期間中、募集に関する相談を受け付ける。

なお、応募相談は前日までに必ず電話で予約をすること。その際には、相談内容、人数、日時などを伝えること。予約状況により、希望の日時に対応ができない場合がある。

また、コンサルタントの方のみでの来庁は認めない。

【応募相談期間】

令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)まで ※10時、11時、14時、15時、16時の5区分で各1時間以内 (土曜日、日曜日、祝日等市役所閉庁日は除く)

【ご相談・問合せ先・相談場所】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

大阪市役所こども青少年局幼保施策部幼保企画課(企画調整グループ)

電話 06-6208-8665

(3) 応募にかかる事前登録

ア 事前登録

応募する場合は事前登録申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、添付書類を添えて事前登録を行うこと。なお、**事前登録を行っていない応募予定事業者及び案件は、**

受付期間内に応募書類を持参しても受付をしない。

※事前登録前に、原則1回は応募相談を行うこと。

イ 事前登録受付期間

令和7年10月1日(水)から令和7年10月24日(金)まで

事前登録の書類は原則持参とするが、送付による場合は書留に限ることとし、事前登録期間最終日午後5時30分までに必着とする。

ウ 受付場所

上記『(2) 応募相談について 【相談お問合せ先・応募相談場所】』と同じ

- 工 事前登録書類(1部)
 - (ア) 事前登録申込書(様式第1号)
 - (イ)誓約書(様式第2号)

(4) 応募書類の受付期間

令和7年10月1日(水)から令和7年11月4日(火)まで

(ただし、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始等市役所閉庁日は除く)

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

※応募書類の提出は持参のみの受付とし、郵送等による受け付けは行わない。

なお、書類持参時に提出書類が揃っているか確認を行うため、確認に時間を要する場合があるので、必ず事前に連絡をすること。

※受付期間中の書類差替えは可能とするが、受付期間終了後は、本市から指示した事項を 除き、原則、書類差替え等は認めない。

(5) 応募書類にかかる留意事項

応募書類は、提出書類一覧表(チェック表)等を参照のうえ、必要書類を提出すること。 応募書類は、提出書類一覧表(チェック表)の提出書類番号ごとに間紙にインデックスを 付け、A4ファイルに穴を開けて綴じること。

応募書類の詳細は、提出書類一覧表(チェック表)にて確認し、提出前にチェックを行うこと。

なお、提出書類一覧表(チェック表)は、目次として使用するので、提出書類の最前ページに綴じて提出すること。

(注) 当募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・ 欠落がある場合などにおいては、書類を受理しない場合がある。

- 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めない。た だし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではない。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型(図面も含めて)、横書きで作成すること。(A4サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A3サイズとし、片袖折りで作成)両面印刷での提出も可能。
- パイプ式ファイル、フラットファイル(背表紙伸縮式含)に綴じて提出すること。
- クリアブックリフィル、Z 式ファイル、リングファイルは使用しないこと。
- 応募書類は返却しない。
- 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合がある。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とする。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意すること。

15 応募費用

応募にかかる一切の費用は、応募法人の負担とする。

16 給付対象事業者の選定結果

選定結果は、応募事業者に通知する。

17 担当課

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課企画調整グループ 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階

電話:06-6208-8665

メール: kodomo-data@city.osaka.lg.jp